

(様式3)



所教教総第 129 号
令和3年11月29日

| | | | | |
|---------|---|---|-----|---|
| 所沢市監査委員 | 渡 | 邊 | 豪 | 様 |
| 同 | 三 | 上 | 昌美 | 様 |
| 同 | 末 | 吉 | 美帆子 | 様 |
| 同 | 入 | 沢 | 豊 | 様 |

所沢市教育委員会 教育長
大岩 幹夫

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成30年1月30日付け所監第62号で報告のあった監査の結果について、措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

| | |
|--|-------|
| 部・課名等 | 教育委員会 |
| <p>[監査結果（指摘事項）の内容]</p> <p>○学校施設の目的外使用許可について</p> <p>学校施設の目的外使用許可は、学校施設をスポーツ活動に使用するとか、社会教育を目的とした行事等に使用するなど、公共上、公益上必要と認められるときに許可されるものであり、それらの活動に必要な道具、設備等を学校が恒常的に保管することを意味するものではない。ただし、それらの活動の円滑な推進に配慮して、申請により、一時的な使用を認めているものである。</p> <p>学校施設を目的外で使用する場合の許可については、管理者は、行政財産である学校施設がもともと何を目的とした施設であるのかということや、目的外で使用するその目的、態様等について、慎重に検討して判断する必要がある、その都度、異なる判断によって管理運営がなされてはならないものと考えられる。</p> <p>このようなことから、学校施設の目的外使用許可に際しては、許可要件、不許可事由を明確にした規準を定めるなど、適切な対応を図られたい。</p> | |
| <p>[講じた措置の内容]</p> <p>学校施設を目的外に使用する場合の許可について、教育委員会にて、「所沢市立小・中学校における目的外利用許可に関する基準」を定めました。</p> | |